

広島県告示第百八十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和五年二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
佐波地区

- 二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区		福山市	
町		佐波町	
大字			
字	白地蔵	土居下	白地蔵
地番	七〇三二番一	七〇三四番一	七〇三二番一
標柱番号	標柱一号	標柱二号	標柱三号
		三九七番一	標柱四号
		道敷	標柱五号、六号及び七号
		三九七番一地先里	標柱八号
		七〇二七番	
		七〇三二番一	